

## UNCITRAL 投資仲裁判断の国内裁判所による承認・執行と主権免除 －インドを被申立国とする近時の判例の検討－

独禁/通商・経済安全保障 & 国際公法ニュースレター

2025年7月8日号

執筆者:

[石戸 信平](#)

[s.ishido@nishimura.com](mailto:s.ishido@nishimura.com)

[前田 基寛](#)

[m.maeda@nishimura.com](mailto:m.maeda@nishimura.com)

[富松 由希子](#)

[y.tomimatsu@nishimura.com](mailto:y.tomimatsu@nishimura.com)

[畠山 佑介](#)

[y.hatakeyama@nishimura.com](mailto:y.hatakeyama@nishimura.com)

### I はじめに

投資協定や自由貿易協定・経済連携協定の投資章（以下「投資関連協定」）に基づき、海外投資を行う投資家が投資受入国との紛争を投資仲裁に付託したのに対し、投資受入国が、仲裁判断の履行を拒否し、国内裁判所における仲裁判断の承認・執行手続からの免除を主張するケースが増えています。[2024年12月のニュースレター](#)では、ICSID 条約<sup>1</sup>及び同仲裁規則に基づく投資仲裁判断の国内裁判所における承認・執行に際し、投資受入国は、ICSID 条約の締約国となったことで、承認・執行手続からの免除を放棄したとみなされる、と判断したオーストラリア及び英国の判例を紹介しました。

本ニュースレターでは、オーストラリアと英国の裁判所が、UNCITRAL 仲裁規則に基づく投資仲裁判断の承認・執行手続からの免除につき判断した事件を紹介します。投資家は、そのような仲裁判断の承認・執行を国内裁判所に求めるに当たり、ICSID 条約に関する上記の判例からの類推などを根拠に、もっぱら投資受入国が仲裁判断の承認・執行の根拠となるニューヨーク条約<sup>2</sup>の締約国であるとの理由に基づき、他の締約国における承認・執行手続からの免除を放棄したとみなし得る、と主張しましたが、両国の裁判所は、異なる理由で、いずれも投資家の主張を認めませんでした。

本ニュースレターではこれらの判決を概観し、投資受入国が ICSID 条約締約国でない場合や投資仲裁戦略の一環として、ICSID 条約に基づく仲裁以外の仲裁を選択する場合の留意点につき検討します。

### II ニューヨーク条約と ICSID 条約との比較

他の国家・地域を仲裁地とする仲裁判断の承認及び執行につき規定するニューヨーク条約は、3条で締約国に対し、そのような仲裁判断を「拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行する」義務を課します。

一方、ICSID 条約及び同仲裁規定に基づく仲裁判断の承認・執行に関し、同条約は 53 条 1 項で仲裁判断の拘束力を確認し、締約国に対しては、54 条で、その仲裁判断を拘束力のあるものとして「承認」し、自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断により課される金銭上の義務を「執行」し、さらに現行法令に

<sup>1</sup> 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1966年発効）。

<sup>2</sup> 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（1958年発効）。

従って「強制執行」を行う義務を課しています。また、同条約 55 条は、国家が外国裁判所の管轄に服さないという主権免除の原則が、強制執行の場面では 54 条に影響されずに維持されることを確認しています。

### III Devas 対インド投資仲裁事件の概要

本ニュースレターで紹介するオーストラリア及び英国の判例はいずれも、モーリシャス法人である投資家らがインドを相手取り、インド・モーリシャス投資協定に基づき紛争を仲裁に付託したものです。インドは ICSID 条約加盟国ではなく<sup>3</sup>、この仲裁事件には 1976 年版 UNCITRAL 仲裁規則が適用されました。

投資家らは米国、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポールなどで仲裁判断（以下「本件仲裁判断」）<sup>4</sup>の承認及び執行を申し立てており、いずれの法域でもインドは裁判権からの免除を主張しました。

英国及びオーストラリアの裁判所において、インドは、ニューヨーク条約には、各締約国が承認・執行に関する他の締約国の裁判権に服することに合意したことを明示する規定は存在せず、また、インドは同条約 1 条 3 項に基づき、インドの国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみ同条約を適用する旨を宣言しており、本件仲裁判断は同条約の適用範囲外であると主張するとともに、付託された紛争はインド・モーリシャス投資協定の仲裁合意の範囲外であり仲裁廷は管轄権を有していなかった、といった抗弁を展開しました。

### IV オーストラリア及び英国の裁判所の判断要旨

#### 1. オーストラリア連邦裁判所

オーストラリアの外国国家免除法（Foreign States Immunities Act 1985）は外国国家のオーストラリアの裁判権からの免除の原則及び例外を規定します。例外の一例として、10 条 2 項は、外国国家がオーストラリアの裁判権に服することに国際約束を含む「合意」に基づき合意する場合をあげ、また、11 条 1 項は、商業取引（commercial transactions）に関する手続においては裁判権から免除されないと規定します<sup>5</sup>。

オーストラリア連邦裁判所の単独法廷（第一審）は、ニューヨーク条約の文言は、主権免除の放棄という文言こそ使わないものの、承認及び執行に関し他の締約国の裁判権に服するという合意が含有されていることに明瞭で誤解の余地がないとして、投資家の主張を認めました<sup>6</sup>が、合議法廷（第二審）はその判断を覆し、インドの主権免除の抗弁を認めました<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> 他に ICSID 条約加盟国でない国家の例としては、南アフリカ、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスがあげられます。日本はベトナム、ミャンマー及びラオスと投資協定を締結しており、タイとは投資章を含む経済連携協定を締結済みです。また、日本とこれら 4 か国との間では、日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）に投資章等を追加する第一改正議定書が発効しており、ベトナムについては、投資章を含む環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）も発効しています。

<sup>4</sup> *CC/Devas (Mauritius) Ltd and others v. The Republic of India*, PCA Case No. 2013-09, Award on Jurisdiction and Merits, 25 July 2016; Award on Quantum, 13 October 2020. 同仲裁判断の概要については、石戸信平「投資協定仲裁判断例研究（112）複数の政策目的のための措置に対する安全保障例外の『一部』適用」JCA ジャーナル第 66 巻 6 号 42-52 頁（2019 年 6 月）をご参照ください。

<sup>5</sup> 同法 17 条 2 項は、国家が紛争を仲裁に付託する旨に合意した場合に、一定の条件を充たせば同国家は裁判権からの免除を放棄したと判断される旨を規定しますが、本件は同条項の範囲外であるとして、投資家が依拠しなかったことが第一審判決に記録されています。

<sup>6</sup> *CCDM Holdings, LLC v Republic of India (No. 3)* [2023] FCA 1266.

<sup>7</sup> *Republic of India v CCDM Holdings, LLC* [2025] FCAFC 2.

合議法廷は、インドがニューヨーク条約 1 条 3 項の規定に基づく宣言（国際法上認められた留保）を行っていることから、インドとオーストラリアとの間では、同条約は 1 条 3 項が定める範囲の紛争についてのみ適用されると判断しました。その上で、合議法廷は、インドの宣言は、同国がニューヨーク条約の適用外であるとする紛争に関する仲裁判断の承認・執行につき、他の締約国の裁判権からの免除を放棄しない、という意図を十分明らかに示すものであるところ、本件投資仲裁に付託された紛争は「インドの国内法により商事と認められる法律関係」から生ずる紛争ではないため、インドは、本件投資仲裁の仲裁判断の承認・執行の手続からの免除を放棄していない、と判断しました。ニューヨーク条約 3 条が、適用範囲内の仲裁判断の承認・執行の手続における他の締約国の裁判権からの免除の放棄の合意の根拠となるという見解については、合議法廷は、そのような見解を支持し得ると述べるにとどまりました。また、ICSID 条約との類似性を投資家らが主張したのに対しても、合議法廷は、ICSID 条約上締約国は ICSID 仲裁判断を拘束力のあるものとして承認する義務があるのに対し、インドはニューヨーク条約の適用範囲外の仲裁判断の拘束力を認める義務を負っていないこと、また、ICSID 条約 55 条は強制執行の場面での主権免除の原則を保持することで、それ以外の承認・執行の場面では免除が適用されないことを暗示するのに対し、ニューヨーク条約には同条に相当する文言が存在しないこと、の 2 点を理由として、その主張を退けました。

## 2. 英国高等法院

英国の[国家免除法 \(State Immunity Act 1978\)](#) は外国国家の英国の裁判権からの免除の原則とその例外を規定しており、国際仲裁に関連する例外規定は、(ア) 当該外国国家が英国の裁判権に服すると事前に書面にて合意した場合（書面による合意には条約などの国際約束も含まれます。）に関する 2 条 2 項及び (イ) 仲裁合意が存在する場合に関する 9 条 1 項です。

高等法院（第一審）の 2025 年 4 月の判決<sup>8</sup>では、ニューヨーク条約を締結することでインドは英国の裁判権に服すると合意しており、したがって、同条約 3 条に基づき、英国裁判所による本件仲裁判断の承認及び執行に関し管轄を有することに同意していると結論付けられるか否か、という問題（すなわち上記 (ア) の問題）のみが扱われました（仲裁合意が存在したか、という上記 (イ) の問題はこの判決では扱われていません。）。高等法院は、この問題に関する判例は存在しないとした上で、(ア) ニューヨーク条約の起草過程の記録からは、同条約の適用に当たり承認・執行手続からの免除の抗弁を排除する意図は見られないこと、(イ) 同条約 3 条は「その判断が援用される領域の手続規則」の適用を求めることで、主権免除の原則を保持していること、(ウ) 主権免除を放棄したことが明瞭で誤解の余地がない（clear and unmistakable）文言がある場合にのみそのような放棄がなされたと判断する英国法上の基準に照らし、同条約 3 条の文言からは、免除を放棄したことが明瞭で誤解の余地がないとはいえないこと、を主な理由として、ニューヨーク条約の批准のみをもってインドが英国の裁判権に服することに合意したと判断することはできない、と結論付けました。

## V 今後の展望及び留意点

投資家らはオーストラリアにおいては連邦最高裁判所に上告するとともに、英国では国家免除法 2 条 2 項

<sup>8</sup> *CC/Devas (Mauritius) Ltd and others v. The Republic of India*, [2025] EWHC 964 (Comm).

の適用問題につき控訴院に控訴すると伝えられており<sup>9</sup>、合意による主権免除の放棄がなされたか否かの判断基準、ニューヨーク条約 3 条の解釈や 1 条 3 項に基づく留保の意義につき更なる検討が行われると考えられ、今後の動きが注目されます。また、英国の訴訟においては、インドは仲裁合意の不在を理由に、国家免除法 9 条 1 項の下でも主権免除を放棄したとはみなされないと主張しているところ、この論点についても今後の判断が注目されます。

ニューヨーク条約への加盟だけをもってしては裁判権からの免除を放棄したとはみなされない、という上記の判断に関する今後の上級審の判決次第では、インドを相手取り投資仲裁を付託する場合、仲裁判断の承認・執行及び強制執行が難しくなる可能性があります。日・インド包括的経済連携協定 96 条に基づき投資仲裁に付託する場合、インドが ICSID 条約に加盟しない限り ICSID 仲裁への付託はできず、仲裁判断の執行はニューヨーク条約に基づくこととなりますが、執行地の裁判所がオーストラリア連邦裁判所と同様の判断をする場合は、インドの主権免除の主張が認められることとなります。したがって執行に当たっては、英国国家免除法 9 条 1 項のように仲裁への付託の合意により主権免除を放棄したとみなされる執行地を選択する必要がありますが、インドが仲裁合意の不在を主張すれば、承認・執行がその論点に関する国内裁判所の判断の結果に左右され得ることとなります（この点についても、本件仲裁判断の英国での承認・執行の今後の動きを注視する必要があります。）。

なお、ニューヨーク条約 1 条 3 項に基づき同条約の適用を商事問題に限定する旨を宣言している国家は、アジアに限っても、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、ベトナム等多く存在します<sup>10</sup>。そのため、仲裁規則の選択が可能な場合に UNCITRAL 仲裁規則を選択するか否かについては、仲裁への付託前に戦略をたてるに当たって慎重に検討する必要があります<sup>11</sup>。また、投資を行う際に国有企業や国営企業との契約を締結している場合には、投資関連協定に基づき投資仲裁に紛争を付託するだけでなく、そのような契約に基づき問題となる紛争を商事仲裁に付託できるか、また、そのような紛争が、ニューヨーク条約 1 条 3 項にいうところの投資受入国の法令上商事問題と解釈し得るか、といった点も検討する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>9</sup> 2025 年 4 月 2 日～6 日にロンドンで行われた London International Disputes Week において、英国及びオーストラリアにおいて投資仲裁の承認・執行と主権免除を扱う専門家をパネリストとして行われたセッション “Domestic Courts and State Immunity: A Golden Age” においてこの点が確認されています。

<sup>10</sup> ニューヨーク条約締結の際に行われた留保や解釈宣言は[こちらのリンク](#)（英語のみ）から閲覧可能です。

<sup>11</sup> 2025 年 4 月 2 日～6 日にロンドンで行われた London International Disputes Week において、英国、米国及びオーストラリアにおいて仲裁判断の執行を扱う専門家をパネリストとして行われたセッション “Enforcing Against States: Perspectives from around the World” においても、投資仲裁の準備段階から、仲裁判断の強制執行の必要性及び可能性を念頭に置き、仲裁地、仲裁規則や強制執行の候補地につき検討する必要性が強調されていました。